

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成ガイドライン」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel: 03-5226-6612）あてにお願いします。

2016年11月16日

独立行政法人国際協力機構  
本部契約担当役 理事

## 【1. 競争参加資格（プロポーザル提出の資格）】

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
- 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 4) 平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。
- 5) その他個別案件の公示の「3 条件等」において規定されている要件を満たしていること。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布は、全省庁統一資格を有している法人（JICAの簡易審査申請中の法人を含む。）のみを対象として、電子データをダウンロードする方法で行います。

詳しくは、機構ホームページ「業務指示書等の電子配付について【コンサルタント等契約】」

([http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)) を参照願います。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>)

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

(1) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること  
注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

- イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高
  - ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
  - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 160878

国名：ケニア 担当：産業開発・公共政策部

案件名：エネルギーセクターPPP推進指導業務

## 1 選定プロセス

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2016年11月16日から2016年11月22日12：00まで  
※受付時期が遅れる場合は、当機構ウェブサイトにて告知します。  
※配布方法はウェブサイト「業務指示書等の電子配布について」を参照願います。  
([http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html))
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2016年11月16日から2016年11月22日23：59まで  
※上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2016年12月2日12：00まで  
※提出場所はJICA本部1F 調達部受付です。
- (4) 選定結果通知（予定）：12月中旬
- (5) 契約交渉（予定）：12月中旬～12月下旬

## 2 業務の内容

### 1. 背景

中所得国入りを目指すケニアでは、同国の経済成長を背景に電力需要が急速に伸び、2020年にはピーク需要が2,834MWに達すると予測されている。このような電力需要増に対応するため、政府借入による資金調達に加え、民間資本の導入が喫緊の課題となっている。このようなインフラ開発への民間資金導入へのニーズの高まりを受け、同国は2013年にPublic Private Partnerships法（PPP Act, 2013）を整備し、財務省内にPPPユニットを創設した。同ユニットに対しては、世銀等ドナーの支援による技術協力が行われており、各分野におけるPPP事業の促進に係る枠組み作りが進められてきた。エネルギー分野においては、このPPP法に基づくプロセスに則り実施された事業実績はなく、現在、同枠組みが、財務省及びエネルギー石油省（Ministry of Energy and Petroleum, MOEP）を中心に形成されようとしている。

こうした背景の下、エネルギー分野のPPP推進において中心的役割を担うMOEPは、同省やエネルギー分野の実施機関に対する人材育成を行うため、エネルギーPPPアドバイザーの派遣をJICAに対して要請した。これを受け、2016年2月にエネルギーセクターPPP分野の専門家を短期で派遣し、要請内容の確認と業務の方向性についてケニア政府機関と協議・調整を行った。

### 2. 業務の目的

本業務は、MOEPをカウンターパート（C/P）機関としつつ、財務省のPPPユニットとも連携し、その他の関係機関（エネルギー規制委員会（ERC）、ケニア発電公社（KenGen）、地熱開発公社（GDC）等）への技術的支援、関連情報の収集、研修等を行い、同国におけるエネルギー分野のPPP枠組みの形成、ひいてはPPP事業の推進及び同国の安定的な電力供給に資することを目的として実施する。

### 3. 主な業務内容

政府関係機関に対し、ケニア国のエネルギーセクターPPPプロジェクトの推進に資する財務面からの各種助言、情報収集・分析、研修を実施。

## 3 条件等

### (1) 参加要件

海外におけるPPPに係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。  
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (2) 参加の制限

ケニア国エネルギーセクターにおけるいずれかのPPP事業本体に民間事業者（事業主体）として参画中あるいは参画予定の会社及び個人の本件への参加は、事業の公平性・透明性確保の観点から不可である。

## 4 契約期間（予定）

2017年1月上旬～2017年12月下旬

## 5 想定人月（予定）

13.20 M/M

以上